

(第47号議案)

中野区事務手数料条例の一部を改正する条例について

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が成立し、同法律中の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、地方公共団体情報システム機構がマイナンバーカードを発行するものとして明確化され、マイナンバーカードの発行に係る手数料の徴収事務については同機構から市区町村長に委託することができる旨規定された。

これに伴い、マイナンバーカードを再発行する際の手数料を区の条例により規定する必要がなくなるため、中野区事務手数料条例を次のように改正する。

- 1 規定整備
別表第1の15の項を削除する。
- 2 施行日
令和3年9月1日
- 3 新旧対照表
別紙のとおり

中野区事務手数料条例新旧対照表

改正案				現行			
第1条～第6条 (略)				第1条～第6条 (略)			
附 則 (略)				附 則 (略)			
別表第1 (第2条関係)				別表第1 (第2条関係)			
事務件名	単位	事務手数料	備考	事務件名	単位	事務手数料	備考
1～14 (略)	(略)	(略)	(略)	1～14 (略)	(略)	(略)	(略)
				15 個人番号カード	1件	800円	
				一ドの再交付			
別表第2・別表第3 (略)				別表第2・別表第3 (略)			
附 則							
この条例は、令和3年9月1日から施行する。							